平成29年度第3回全国健康保険協会熊本支部評議会

開催日時:平成29年11月2日(木)14:00から16:00

開催場所:全国健康保険協会熊本支部 2階会議室

(熊本市中央区水前寺1丁目20-22水前寺センタービル2階)

議題

- 1. 熊本地震への対応について(その7)
- 2. 5年収支見通し(平成29年度~平成33年度)について 平成30年度保険料率に関する論点について
- 3. インセンティブ制度の本格実施(案)について
- 4. その他(報告)
 - (1). ヘルスター健康宣言事業の進捗状況について
 - (2). 協会けんぽ熊本支部の業務について
 - (3). 健康づくり推進協議会報告について
 - (4). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール



議題1

熊本地震への対応について(その7)

1-1. 熊本地震への対応

○ 協会けんぽにおける被災者に対する費用負担等の措置(平成29年3月1日時点)

事項	内容	28/4/14	7/11	29/2/28を <mark>29/9/30まで延長</mark>
医療機関における 一部負担金等の免除 (療養費を除く。)	住宅の全半壊などの被害を 受けた加入者の一部負担金 等の免除について、平成28 年7月31日までとしていた が、被災状況等を鑑みて、 平成29年2月28日まで延長 (※)。更に平成29年9月 30日まで延長。			
任意継続保険料の 納付期限延長	被保険者からの申請に基づき、平成28年5月分(納付期限5月10日)及び平成28年6月分(納付期限6月10日)の保険料の納付期限延長については、平成28年7月11日で終了。			

(※) 平成28年10月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。 このため、協会けんぽでは、平成28年8月から免除証明書を発行している。 また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。

1-2. 一部負担金等免除・還付申請書の受付審査状況

【九州ブロックにおける審査支援体制について】

○免除審査:平成28年8月から平成28年10月14日まで

○還付審査:平成28年10月から平成29年3月21日まで

【熊本支部における審査体制について】

○免除・還付審査:平成29年4月から契約職員4名採用、端末を4台増設

【受付審杳件数】

(平成29年10月25日現在)

	受付件数	審査件数	進捗率
免除申請書	27,180件	27,150件 (44,722枚)	約99.9%
還付申請書	15,903件	15,787件	約99.3%

議題 2

5年収支見通しについて

平成30年度保険料率に関する論点について

運営委員会(第86回)資料参照

議題3

インセンティブ制度の本格実施(案)について

運営委員会(第87回)資料参照

その他(報告)

(1). ヘルスター健康宣言事業の 進捗状況について

(1)-1.『ヘルスター健康宣言事業』進捗状況 ~約1年の歩み~

28 年 10_二 月へ 27ル ス タ 健康宣言 事業を評議会に提案

29 年2 ス タ ,—健康宣 ス タ 勧奨 5認定企業340 社に

29年6月初旬、『ヘルスター健康宣言』事業外部委託契約締結

年6月15日、西日本シティ銀行と協定締結

29

29 29 年6 年7 月 23 月5 9 日 0 経済団体と協定締結 受診対 (スター 康宣 事業所出

29年7月中旬、3000社に対して外部委託業者が電話による宣言勧奨を実施

29 29 年ユ 年 | 同時に 月 31 ヘタ ル ル スタ ス 定 タ ·健康宣 健康宣言証 0 工 置 提出 を発送付 期 限

361社

29 年 11

月

旦

 \neg

^

ル

ス

タ

認定20

7

実施

- ●「ヘルスター健康宣言」事業所が約1,100社誕生しました。
- ●「ヘルスター認定2017」認定事業所が361社誕生しました。

その他(報告)

(2). 協会けんぽ熊本支部の業務について

(2) -1. 協会けんぽの業務 ~加入者・事業主の利益と健康増進を目指します~

加入や脱退に合わせ保険証 の発行や回収を行います。

> 加入者の 資格管理

健診の推進や加入者の健 康支援、データヘルス計 画を実施しています。

保健事業を 通じた加入者の 健康管理・健康増進

> 協会けんぽの 業務

効果的なレセプト点検、 現金支給の審査強化など を行います。

調査研究の推進、ジェネ リック医薬品の使用促進 等を行っています。

医療の質や 効率性向上のため の意見発信

保険給付額等 に見合った 保険料の設定

現金給付の審査

及び支払

的確な財政運営と、都道 府県別の保険料率を設定 しています。

統計情報や 健康情報などの 広報活動

> ホームページ運営、印刷物 発行及び配布を行います。

(2)-2. 協会けんぽ熊本支部各グループの業務について

グループ	業務内容
企画総務	事業計画の策定をはじめ、保険運営の企画、広報、データ収集に 基づく医療費分析、組織の運営、人材育成、経費削減の推進など
保健	生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導、健診・保健指導に関する企画調整、健康づくり事業など
業務	健康保険給付申請の相談や審査支払、健康保険証の発行、退職後 の任意継続健康保険、熊本地震に係る免除・還付対応など
レセプト	診療報酬明細書(レセプト)の資格点検・外傷点検・内容点検、 医療費情報のお知らせ、第三者行為に係る求償、債権管理など

(2) -3. 協会けんぽ熊本支部各グループの業務説明スケジュール

グループ	5月 評議会	7月 評議会	11月 評議会	12月 評議会	1月 評議会	3月 評議会
企画総務	0				0	
保健		0	健康づく り推進協 議会報告			0
業務			0			
レセプト				0		

(2) -4. 平成29年度事業計画個別施策__業務グループ

1. サービス向上のための取組み

- ・サービススタンダード100%の達成(申請書受付から給付金振込までを10営業日以内) システムによる進捗確認の徹底や審査の標準化・効率化・簡素化を徹底することにより達成継続中
- ・お客様満足度の向上

「お客様の声」や窓口での苦情等を参考にお客様満足度の向上の対応に取り組む協会けんぽ全体のお客様満足度調査にむけて支部全体のCS向上委員会を設置し、支部全体で窓口や電話対応の向上のための意識づけに取り組む

2. 限度額適用認定証の利用促進

・医療機関の窓口にて限度額適用認定証申請書と返信用封筒を配布することの協力を医療機関に得ることで、 限度額適用認定証の利用促進を図る

3. 郵送化率の向上

・申請書提出の郵送化を進めることで支部来訪者減少による業務効率化を図る 《平成29年度下期での取組み》

平成30年2月末での本渡年金事務所のサテライト窓口の支部窓口統合に伴い、天草方面の医療機関へ限度額適用認定証の申請代行の協力依頼をとりつけることで、天草方面の加入者の利便性低下の防止や郵送化の促進を図る

4. 被扶養者資格の再確認

· 高齢者医療制度への拠出金の削減および保険給付の適正化を目的として被扶養者資格の再確認業務を行う 《平成29年度下期での取組み》

未提出事業所への督促と未送達事業所の所在地確認および再送付実施

5. 保険給付の適正化

·柔道整復施術療養費の照会業務の強化 患者照会の継続実施と回答内容の精査・分析をおこない疑義案件については九州厚生局へ情報提供を行う 柔整審査会の権限が強化されたことに伴い、審査会による給付適正化の取組み強化

- ・傷病手当金や出産手当金の審査強化 不正請求の疑いのある申請や給与未払いの事後確認を直接、事業所を訪問して検査する
- ・傷病手当金と障害年金等との適正な併給調整をおこなう

6. 債権管理回収の推進

・資格喪失処理後2週間以内で保険証回収催告を実施し、必要に応じて電話催告も実施する



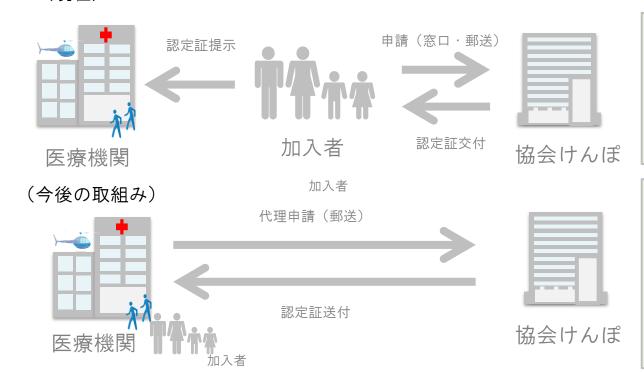
(2) -5. 平成29年度下期における熊本支部の重要事業

サテライト窓口の支部窓口への統合

平成30年2月28日をもって日本年金機構本渡年金事務所内協会けんぽ窓口を郵送化促進による業務効率 化等を理由に熊本支部窓口に統合いたしますが、統合に伴い天草方面の加入者様へのサービスの低下を防 ぐ取組みが重要となります。

サービス低下防止の取組み

・限度額適用認定証の新たな申請書の流れの構築(現在)



熊本県内33医療機関に申請書と返信用封筒を設置依頼済み 現在: 天苔内内原院の7

現在: 天草中央病院のみ

現状として医療機関が本人・家族に、 本渡の窓口での手続きまたは熊本支 部への申請書の郵送を案内している。

- ◆申請書と返信用封筒を事前に配布して、 加入者が入院等の手続きの際に記入した 申請書を医療機関が回収、それを返信用 封筒にて代理申請を協力してもらえるよ うに医療機関に依頼をする。
- ◆限度額認定証の送付先を病院とすれば病院への提示も同時にできるため、窓口の患者負担の軽減と病院への未払い金等発生の減少も期待できる。
- ◆限認証利用促進と郵送化向上が同時に期 待できる



(2) -6. 限度額適用認定証の制度について

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。70歳未満の方が「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に提示すると、1か月(1日から月末まで)の各医療機関ごとの窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

	所得区分	自己負担限度額	多数該当	総医療費100万円
	ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円	自己負担 30万円場合
	イ (同 53万円~79万円)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円	限度額適用認定証未使用 病院窓口 30万円支払い
	ウ (同 28万円~50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	高額療養費 242,400円(3・4か月後)
	工 (同 26万円未満)	57,600円	44,400円	限度額適用認定証使用 病院窓口 57,600円支払い
	オ (低所得者 市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円	その他は別段支払い準備不要 窓口負担の準備負担が軽減できる
内	請求書 容を審査	原の支払 (保険 国原 (保険 国原 (会付費等の)	● 本本	保険料(加入者+事業主)

所得区分工

(2) - 7. 統計資料

限度額適用認定証発行件数(熊本支部)

平成28年度	平成28年度 (第一四半期)	平成29年度 (第一四半期)	増加件数
25,771	5,818	6,235	+417

限度額適用認定証発行件数(全国)

平成28年度	平成28年度 (第一四半期)	平成29年度 (第一四半期)	増加件数
1,328,379	303,643	338,493	+34,850

高額療養費にかかる現金給付の支給決定状況(熊本支部)

平成28	3年度	平成28年度	(第一四半期)	平成29年度(第一四半期)			益加入姑
件数(割合※)	金額(千円)	件数(割合)	金額(千円)	件数(割合)	金額(千円)	増加件数	増加金額
11,928件 (16%)	439,790	3,323件 (18%)	121,719	2,463件 (14%)	91,371	△860	△30,348

高額療養費にかかる現金給付の支給決定状況(全国)

平成2	8年度	平成28年度	(第一四半期)	平成29年度(第一四半期)		■ 増加件数	増加金額
件数(割合)	金額(千円)	件数(割合)	金額(千円)	件数(割合)	金額(千円)	增加件数	,
727,070件 (18%)	34,213,117	177,437件 (18%)	8,879,170	206,555件 (20%)	9,213,403	29,118	334,233

※割合:高額療養費全体(現金・現物給付)に対する割合



(2) -8. 平成29年度事業計画重点事項 業務グループ

業務の標準化・効率化・簡素化の促進と生産性の向上

保険者機能

- ①被保険者の適用(資格管理)
- ②保険料の設定・徴収
- ③保険給付
- ④審査支払
- ⑤保健事業(加入者の健康管理)
- ⑥医療の質や効率性向上のための

医療提供側への働きかけ

基盤的保険者機能 軸足の移動(課題) 戦略的保険者機能

協会けんぽの取組み

1. 平成27年6月29日 システムの刷新

事務処理のペーパーレス化、事務の品質とスピードの向上

2. 平成29年度上期 審査決定事務の標準化・効率化・簡素化の定着と生産性の向上

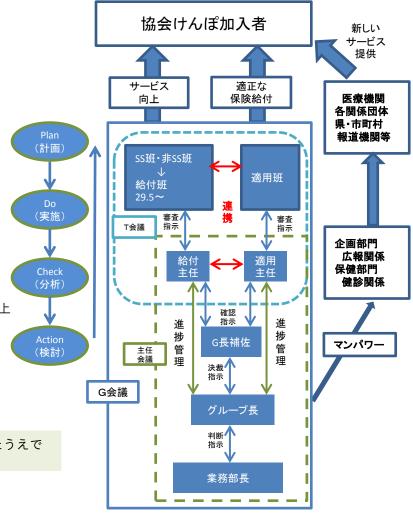
標準化:審査手順書による全国一律の審査基準

効率化:業務改革会議の活性化(事務処理フローの見直し等)

簡素化:個人別能力差を補完しあう業務体制の構築

生産性の向上:マンパワーの移行後において標準化・効率化・簡素化を徹底したうえで安定したサービス提供(適正な保険給付)

3. 平成29年10月以降 「標準人員」という新概念を導入しての見直し開始



その他(報告)

(3). 健康づくり推進協議会報告について

資料2参照

その他 (報告)

(4). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

(4). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み)

